

ナムラン クォーターリー

# Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目 6番 8号 堂島ビルディング 7階 制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

## Index

ロースクールでの授業が  
始まりました  
…1

【事件ファイルより】  
集合債権譲渡担保と  
動産売買の先取特権の優先関係  
…2～3

【最近の判例から】  
名古屋自動車学校事件  
最高裁判決  
…3～4

退所のご挨拶  
…4

## ロースクールでの授業が始まりました

今春から、大阪大学高等私法研究科の特任教授をさせていただいています。大学のキャンパスまで少し距離があることから、大学のご配慮で秋・冬学期の木曜日の第3限、第4限に集中して2コマずつの講義を半年間続けていくことになります。毎週2コマ全部で30コマはかなり大変なことになるだろうと、春からレジュメを準備して対応しているのですが、まだ全部が完成する前に秋の授業が始まってしまいました。

私が担当するのは、企業法務の基礎知識という表題で、民法の契約不適合責任から始まって、経済法、国際契約、国際ビジネスで気を付けるべき法律（FCPAやGDPR等）、知的財産法、M & A、個人情報保護法、公益通報者保護法、証券諸法、不祥事対応など、まさに弁護士となったときに企業クライアントの仕事をしたり、社内弁護士として各部から相談を受けたりしたときに役立つ法律を盛り込んだつもりです。実は、10年以上も前に、苗村塾という企業向けのセミナーを10回シリーズで行ったことがあり、コロナ下、在宅勤務で対応事件が減った際に、若先生方の協力の下、これをブラッシュアップして「製造業を支える法務パーソンの基礎知識」という本を作りました\*。この原稿をベースに、これまで重ねてきた企業向けセミナーのレジュ

メも使って、授業の資料をPPTで作っています。

私は究極のジェネラリストですので、いずれも深い話はできません。そこで、「苗村弁護士の（大）冒険」と称して、私の実体験をできれば毎回そのテーマに沿って、秘密保持義務に反しない範囲で授業の一部に組み込んで話しています。なんとなく学生さんたちの目が一番輝いて見えるのは、この事件簿について私が語っているときのように思います。企業法務の、クライアントの皆さんからビジネスを教えてもらいながら、二人三脚で事件を進めていく面白さを知ってもらえればと思っています。



苗村 博子  
(なむら ひろこ)

\*手前味噌ですが、電子書籍版はAmazonなどでお買い求めいただけます。



# 集合債権譲渡担保と動産売買の先取特権の優先関係

## 1. はじめに

あまりの表題の長さを読むのが嫌と感じられた方も多いと思いますが、この事例はまさに当事務所で扱わせていただいた、なかなか悩ましい問題を含む興味深いものですので、どうかお目通しください。もちろん事実関係については若干フィクションを加えております。

## 2. 動産売買の先取特権の物上代位の差押えとは？

私はかつて、商社さん(A)から動産売買の売掛金の未払金についてよくご相談を受けました。民法で規定されている法定の担保権である、先取特権(民法311条5号)のうち、それが売り先(B)から第三者(C)に売られてしまったが、まだBがCから代金回収をしていない場合に、そのCへの代金債権について、Aが物上代位(民法304条)を行使するという形での回収を得意としていたからです。この物上代位権の行使には、まだ引渡し(CからのBへの代金支払い)が未了なことで、それに対して差押えを行うことが、要件とされています。この差押えには、AからB、BからCへ、その「物」が引き渡され、それぞれの代金がいくらであるかの紐づけが必要とされており、これを行うには一定のノウハウが必要なのです。

## 3. 今回の事案

ある機器を継続的にある法人に売っている会社からご相談を受けました。支払いが滞ってきたけれど、この機器がないと法人の事業継続ができない、それでは、その法人が困るであろうと、やむなく機器の供給を続けていたのですが、売掛債権は雪だるま式に増えていっていました。そこで、2の物上代位の差押えができるのでは～？と考えた私の指示で、事務所のみならず苦勞を掛け、また様々な機関、特に裁判所には多大なご尽力をいただきながら、この差押えを数度にわたって行い、大部分は成功裏に終わりました。Cに当たる第三者は、大組織なので、支払いは確実と思われ、ほっとしたのもつかの間、Cに当たる組織から、ある金融機関から債権譲渡の通知を受け取ったとの連絡が入りました。そこで、そのCとも散々やり取り(私ではなく若先生

がです)してもらい、なんとか、そちらに支払わず、供託をしていただきました。

## 4. 集合債権譲渡の対抗要件

この通知された債権がなんであるか、債権譲渡登記という特別な登記簿に概要が記載されているだけで、平成28年に金融機関が登記したことまでは、誰でも調べようと思えばわかるのですが、その詳細は、差押えをした者など、関係者であることを証さないといけません。

本来、債権の譲渡は、民法467条が定める譲渡人が債務者に通知をすることで、債務者への対抗要件を備え、それに確定日付を得ることで、二重譲渡されても先後関係を確定できます。しかし、それでは、将来の債権を譲渡担保にできないということで、まず、その法人登記に集合債権譲渡がなされている旨を記載することで、その債務者への通知と第三者への対抗要件とすることができる制度ができました。この制度は法人登記を見れば、そんな担保を差し出しているんだとわかってしまうため、債務者にとっては、債権者に不安を与えることになって事業遂行が難しくなるなど、使い勝手が悪いとされていました。平成10年に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(「債権譲渡特例法」)ができ、東京法務局民事行政部債権登録課だけに、この債権譲渡に関する登記簿が備置され、誰もがこの課に申請して取得できるのは、いつ、誰が、なにかの債権の譲渡を受けたということだけとなってしまったのです(この概要部分であればオンラインで閲覧も可能です)。債務者にとっては、確かに、商業登記簿には何も記載がありませんから、担保として差し出しやすくなりますが、私がない知恵を絞ってやっと物上代位の差押えを行ったという動産売買の売掛債権者にとってはたまったものでありません。私たちが行った差押えより先に登記がなされていれば、弁護士費用を払って差押えをしてやっと、どんな債権が差し押えられたかがわかるというのですから。

## 5. こんな公示手段でよいのか？

皆さん、ご存じかもしれませんが、民法の担保法制についての改革の大議論がなされています。4年経ってもまだ、中間試

案が出た段階です。それだけ、担保をめぐる様々な関与者がいて、利害関係が複雑だということでしょう。その中の一つに、スタートアップ企業等が資金を得やすくするための事業成長担保権というのが金融庁を中心に考えられていて、2023年2月10日に報告書<sup>\*1</sup>が提出されました。信託を使った非常に複雑な仕組みで、かつ包括的な担保とするというので、私自身はこれが将来本当に使われる制度となるのか、若干懐疑的ではありますが、この報告書の中で、このような担保の公示は、法人(といってもこの担保は今のところ株式会社だけに適用することを目指しているようですが)の商業登記簿に付記されるべきとされています(同報告書13頁～14頁)。どのような議論がなされてこの記述かは不明ですが、やはり、これまで述べた債権譲渡特例法のような登記では、周知ができず、他の債権者との間で混乱を生じさせるとの疑義が呈されたのではないのでしょうか？

## 6. 先取特権の物上代位の差押えの意味 — 特定のためと考えるべき

最高裁平成17年2月22日判決は、動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえての物上代位権は行使できない旨、判示しました。ですが、この判決は、既に発生している債権について、上述の民法467条に従った債権譲渡の通知と債権差押命令の先後を問題としており、本件のような相当以前より将来債権に対する包括的な債権譲渡登記がされている場合は事案が異なるといえそうです。また、そもそもなぜ、動産売買の先取特権の物上代位に差押えが必要とされているのか、この根源的な問題に対して、この最高裁判決は、どうも第三債務者(前述の例ではCの立場の人です)の、二重支払いの危険の排除を優先的に考えたともいわれています。しかし、動産売買の先取特権は、売掛という形で先に物を渡して、代金債権を回収しないといけない売主の保護のために、民法がわざわざ法定した担保権です。その点、集合債権譲渡担保や抵当権のような債権者と債務者で約束して決める約定担保と大きく違うところです。それでも差押えを民法304条が



要求しているのは、まさに代金債権の担保であることの証明（紐づけ）を動産の売主に要求している、すなわち特定のためのものと考えてるのが筋かと思えます\*2。上述の最高裁判例は、その意味で、もっと動産売買の売主保護を重視すべきだったと考えています。なお、5で述べた、事業性担保権については、報告書から明確ではないのですが、様々な、倒産時には、この包括担保より商取引債権が優先されるというような論調の解説がなされています。商取引が安心してできないようであれば、そもそも事業継続は難しく、将来債権をいくら担保

にとっても「将来」がなくなってしまうば、元も子もないとの考えでしょう。

## 7. 最後に

さて、最高裁判決をひっくり返す!!! という難事件になると思ったのですが、私たちが行った差押えをきっかけとして、第三債務者が供託をしたために、債務者は行き詰ってしまいました。しかし、行き詰って初めて開ける道もあるようです。あるスポンサーが全面に支援をしてくれることになり、私たちが代理した会社も差押部分以外の部分も含め、ほぼ全額回収できること

となり、本件はまあ、Happy End と言わせていただいてもよいかという結果となり、ほっとしております。

※1: [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20230210/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210/01.pdf)

※2: <https://satoegakuen.ac.jp/ols/ols-sc/ols-lawreview/No.2/No.2-saeki.pdf>  
佐伯一郎先生同旨



苗村 博子  
(なむら ひろこ)

## 最近の判例から

# 名古屋自動車学校事件最高裁判決

## 1. はじめに

定年退職後の再雇用者と正職員の待遇差が旧労働契約法 20 条\*1 に違反するかは、長澤運輸最高裁判決（最高裁平成 30 年 6 月 1 日判決）が、定年後再雇用における旧労働契約法 20 条の解釈・適用判断を示し、再雇用であることは同条の「その他の事情」として考慮すると判断しました。その後、本稿で取り上げる最高裁判決の第一審となる名古屋地裁令和 2 年 10 月 28 日判決（以下「一審判決」といいます）は、定年後再雇用職員（有期雇用）の基本給について、基本給は正職員定年退職時の基本給 60% を下回る限度で不合理と認められると判断し、控訴審である名古屋高裁令和 4 年 3 月 25 日判決（以下「原審判決」といいます）も一審判決の内容を維持したため、最高裁の判断が注目を集めていました。しかし、令和 5 年 7 月 20 日最高裁第一小法廷判決（以下「本判決」といいます）は正職員と定年後再雇用職員（有期雇用）との間の基本給、賞与に関する損害賠償請求の上诉人（第一審の被告）敗訴部分を破棄し、名古屋高等裁判所に差し戻すとの判決を下しました。本稿では同判決について詳細を検討します。

## 2. 事案の概要及び争点について

自動車学校の経営等を行う被告にて、正職員として勤務していた原告らが、定年退職後、有期の嘱託職員として再雇用され、定年前と同様の業務を行っていましたが、定年前と比較して原告らの基本給、皆精勤手当、敢闘賞、賞与（有期嘱託職員については嘱託職員一時金との名目）が減額して

支給され、家族手当は支給されていなかったため、これらの労働条件の相違が旧労働契約法 20 条に違反するとして、原告らが被告に対して差額賃金、損害賠償等を請求した事案です。本判決の中心的争点は、基本給、皆精勤手当、敢闘賞、賞与（嘱託職員一時金）といった労働条件の相違が旧労働契約法 20 条に違反するかどうかであり、以下では特に基本給の相違について検討します。

## 3. 原審判決（一審判決）と本判決の判断の差異

原審判決（一審判決）は、一部の正職員の基本給の金額の推移から正職員の基本給が、その勤続年数に応じて増加する年功的性格を有すると判断したうえ、嘱託職員の賃金総額が正職員定年退職時の労働条件を適用した場合の 60% をやや上回るか、それ以下にとどまる点について、同年代の賃金センサス上の平均賃金を下回る水準であり、労働者の生活保障という観点からも看過し難い水準に達していると指摘しています。そして、嘱託職員時の基本給が正職員定年退職時の基本給の 60% を下回る限度で不合理と認められると判断しました。

原審判決（一審判決）に対して本判決は、正職員の基本給は、勤続年数に応じて額が定められる勤続給としての性質のみを有するということではできず、職務の内容に応じて額が定められる職務給としての性質や職務遂行能力に応じて額が定められる職能給としての性質を有するとみる余地があるとし、他方で、嘱託職員の基本給は、正職員の基本給とは異なる基準の下で支給され、勤続年数に応じて増額されることもな

く、嘱託職員の基本給は正職員の基本給とは異なる性質や支給の目的を有すると述べています。さらに本判決は、原審判決が、正職員の基本給について、年功的性格を有すると述べるにとどまり、他の性質の有無及び内容並びに支給の目的を検討せず、また、嘱託職員の基本給についても、その性質及び支給の目的を何ら検討していないこと、賃金決定に至る労使交渉の具体的な経緯を労働契約法 20 条にいう「その他の準備」として勘案していないことを指摘しています。

## 4. 基本給の待遇差が違法となるのはどのような場合か

本判決は、原審判決が、基本給の性質、目的、及び労使交渉の具体的な経緯を考慮していないことを理由に原審へ差し戻しているため、今後、差し戻された名古屋高等裁判所の判断を待つ必要がありますが、以下では基本給の待遇差が違法となるのはどのような場合かについて検討したいと思います。

### (1) 基本給の性質及び目的

基本給は、年齢に応じて決定される年齢給、勤続年数に応じて決定される勤続給、職務遂行能力の習熟度に応じて決定される職能給、担当する職務の内容に応じて決定される職務給、役割の大きさに応じて決定される役割給など様々な性質を持つ場合があります。この点は、本判決においても、その性質や支給目的を検討する必要があることが指摘されています。

## (2) 不合理と評価される場合とは

正社員（無期雇用）と有期雇用労働者間で賃金制度がそもそも異なる場合であっても、正社員（無期雇用）の基本給の制度設計や有期雇用労働者の就労実態によっては、正社員（無期雇用）の基本給の性質・目的が有期雇用労働者にも該当する場合はあると考えられます<sup>※2</sup>。正社員（無期雇用）の基本給には、本判決も指摘するように、年齢給だけでなく、勤続給・職能給・職務給等の性質が組み合わされている場合もあり、かかる場合に有期雇用労働者も正社員（無期雇用）と同じ職務に従事し、長期間勤続している実態が認められるにもかかわらず、職務給や勤続給の性質を考慮しない賃金制度が有期雇用労働者に適用されるとすれば、その相違は不合理と評価される可能性があります。

また、原審判決（一審判決）は、旧労働

契約法 20 条の「その他の事情」として、長澤運輸最高裁判決を引用したうえで、定年後再雇用されたものであることは「その他の事情」として考慮すると判断していますが、この点は、正社員と比べて、キャリアや生活保障の必要性などが異なるとして、正社員と定年後再雇用された者の待遇の差異の不合理性を否定する方向に働くと考えられます。もっとも、それだけで不合理性が完全に否定されるものではなく、他の事情等との総合考慮となり、基本給が定年後の賃金減額の許容範囲を超える減額があるような場合には、不合理性が認められると考えられます。この点、原審判決（一審判決）は嘱託職員時の基本給が正職員定年退職時の 60% を下回る限度で不合理と判断し、部分的に不合理性を認めています。数字の根拠は明確ではありません。現在、高齢雇用継続給付金の支給要件は、

定年前から賃金水準が 75% 未満に低下したこと<sup>※3</sup>とされており（雇用保険法 61 条 1 項）、原審判決（一審判決）はかかる基準を考慮したようにも思われます。

定年後再雇用時の基本給はどこまでなら減額しても不合理でないのかという基準が気になるのですが、重要な点は制度設計にあたり、なぜその割合を減額するのかを説明できるようにしておくことであり、これまで特に理由もなく減額をしていたという場合には、制度設計の見直しが求められると思われます。

- ※1: 法改正により旧労働契約法 20 条は削除され、現在は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条～10 条において、正職員とパート・有期雇用職員との待遇差に関する規定が設けられています。
- ※2: 同一労働同一賃金ガイドライン（厚生労働省告示第 430 号 7 頁～8 頁第 3 の 1 の注 1）では賃金の決定基準・ルールの相違がある場合は、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りないとされています。
- ※3: 高齢雇用継続給付は、雇用保険の被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者が、原則として 60 歳以降の賃金が 60 歳時点に比べて、75% 未満に低下した場合に支給され、支給額は、各月の賃金が 60 歳時点の賃金の 61% 以下に低下した場合は、各月の 15% 相当額、61% 超 75% 未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月の賃金の 15% 相当未満の額とされています（但し、各月の賃金が一定額を超える場合は支給されません）。

## 退所のご挨拶

田中 敦

この度、苗村博子先生のご了解をいただき、弁護士法人苗村法律事務所を 2023 年 9 月末で退所し、同年 10 月より、下記の個人事務所を独立開業することと致しました。

2009 年 12 月の弁護士登録と同時に苗村法律事務所（現：弁護士法人苗村法律事務所）に入所し、企業間の大規模訴訟、国際取引に関する紛争、海外規制当局による調査対応、知的財産訴訟等、他の事務所では経験できなかったであろう多種多様な案件に介入する機会を得ました。これら案件の処理を通して、苗村弁護士からの丁寧な指導、クライアントの皆様からの温かいご配慮をいただきつつ、弁護士として成長することができました。この場をお借りして、皆様からのご支援とご厚情に心より感謝申し上げます。

2018 年には米国留学に温かく送り出してもらい、2020 年春、COVID-19 の感染拡大中に NY から帰国した際には、リモートワークを中心とした安全かつ必要十分な勤務体制の中、事務所一丸となって苦境を乗り越えながら、安心して働くことができました。他にも、事務所旅行、会食、本誌（Namrun Quarterly）の制作等、思い出は尽きないところであり、本当に充実した経験だったと感じております。

今後、新事務所にて、弁護士法人苗村法律事務所学んだ経験を糧にしながらか、初心にかえり、引き続き皆様の利益に貢献できるよう、精進を重ねる所存です。かねてよりの関心分野である知的財産法やスポーツ・エンタメ法にも、一層注力して取り組んでいきます。

末筆ながら、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、退所のご挨拶と致します。

### 【新事務所】

事務所名：田中敦法律事務所

住 所：〒541-0046

大阪市中央区平野町三丁目 1-9 クラオビル 3 階

電話番号：06-6201-7017

FAX 番号：06-6201-7018



田中先生

これまでの甚大なるご貢献に、本当に感謝しています。先生の今後の飛躍を心より応援しています。 苗村



倉本 武任  
(くらもと たけつぐ)

## 弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号  
堂島ビルディング 7 階

※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅 1 番  
出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩 5 分

TEL：06-4709-1170

FAX：06-4709-0131

受付時間／9:00～18:00



<https://www.namura-law.jp>